

○国土交通省令第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年二月十八日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条の二十第二項中「及び第六条」を削る。

第五条第三項中「前項の報告書」の下に「及び調査結果表」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「定期調査報告概要書によるものとする」を「定期調査報告概要書に国土交通大臣が定める調査結果表を添えてするものとする」に、「同様式」を「別記第三十六号の二の四様式、別記第三十六号の二の五様式又は国土交通大臣が定める調査結果表」に改め、「の様式」の下に「又は調査結果表」を、「当該様式による報告書」の下に「又は当該調査結果表」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第十二条第一項の規定による調査は、建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

第六条第一項中「この条において「建築設備等」を「建築設備等」に改め、「一年まで」の下に「（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、一年から三年まで）」を加え、同条第三項中「報告書」の下に「及び調査結果表」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「報告は、昇降機」の下に「（令第三百三十八条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターを含む。以下この条において同じ。）」を加え、「建築設備等（昇降機を除く。）」にあつては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書によるものとする」を「令第三百三十八条第二項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設（以下単に「遊戯施設」という。）」にあつては別記第三十六号の三の三様式による報告書及び別記第三十六号の三の四様式による定期検査報告概要書に、建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）にあつては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書にそれぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする」に改め、同項た

だし書中「又は別記第三十六号の四様式に定める事項」を、「別記第三十六号の三の二様式、別記第三十六号の三の三様式、別記三十六号の三の四様式、別記第三十六号の四の様式又は国土交通大臣が定める検査結果表」に改め、「の様式」の下に「又は検査結果表」を、「当該様式による報告書」の下に「又は当該検査結果表」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第十二条第三項の規定による検査は、建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するため十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

第六条の三第一項第三号ハ中「法第八十八条第一項に規定する昇降機等に係るもの」を「令第百三十八条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーター」に改め、「及び」の下に「別記第三十六号の三の四様式による定期検査報告概要書並びに」を加える。

第十条の五の二十一第一項第三号中「結果」の下に「、検査の方法」を加える。

第十一条の三の表中第五条第二項の報告書の項（い）欄中「第五条第二項」を「第五条第三項」に、同項（ろ）欄中「第二面及び第三面による書類並びに」を「第二面、第三面及び第四面による書類、」に改め、

「定期調査報告概要書」の下に「並びに第五条第三項に規定する国土交通大臣が定める調査結果表」を加える。

第十一条の三の表中第六条第二項の報告書（法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む昇降機に係るものに限る。）項の次に次のように加える。

第六条第三項の報告書（遊戯施設に係るものに限る。）	別記第三十六号の三の三様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「報告対象遊園地等の欄」及び「報告対象遊戯施設の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類、別記第三十六号の三の四様式による定期検査報告概要書並びに第六条第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表
---------------------------	---

第十一条の三の表中第六条第二項の報告書（法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む昇降機に係るものに限る。）の項（い）欄中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改め、「法第八十八条第一項に規定

する昇降機等を含む」を削り、「昇降機」の下に「（令第三百三十八条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターを含む。以下同じ。）」を加え、同項（ろ）欄中「、「検査者の欄」」を削り、「報告対象建築物」の下に「等」を加え、「（法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む。）」を削り、「及び第二面による書類並びに」を「、第二面及び第三面による書類、」に改め、「定期検査報告概要書」の下に「並びに第六条第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表」を加える。

第十一条の三の表中第六条第二項の報告書（法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む昇降機に係るものを除く。）の項（い）欄中「第六条第二項」を「第六条第三項」に、「法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む昇降機に係るものを除く」を「昇降機及び遊戯施設に係るものを除く」に改め、同項（ろ）欄中「及び第二面による書類並びに」を「、第二面及び第三面による書類、」に改め、「定期検査報告概要書」の下に「並びに第六条第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表」を加える。

第十一条の四第一項第四号中「別記第三十六号の三の二様式」の下に「、別記第三十六号の三の四様式」を加える。

別記第三十六号の二の四様式を次のように改める。

別記第三十六号の二の四様式（略）

別記第三十六号の二の五様式を次のように改める。

別記第三十六号の二の五様式（略）

別記第三十六号の三様式を次のように改める。

別記第三十六号の三様式（略）

別記第三十六号の三の二様式を次のように改める。

別記第三十六号の三の二様式（略）

別記第三十六号の三の二様式の次に次の二様式を加える。

別記第三十六号の三の三様式（略）

別記第三十六号の三の四様式（略）

別記第三十六号の四様式を次のように改める。

別記第三十六号の四様式（略）

別記第三十六号の四の二様式を次のように改める。

別記第三十六号の四の二様式（略）

別記第四十号様式注意欄の表その他のサービス業欄中「郵便局、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

（建築基準法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この省令は、この省令の施行日前に建築基準法第十二条第一項の調査又は第三項の検査を開始した者については、なお従前の例による。